

鱒ヶ沢町障がい者計画
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

鱒ヶ沢町

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の作成にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 障がい者施策の近年の動向.....	1
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	6
5 計画の対象.....	7
6 計画策定までの流れ.....	9
7 計画の基本理念.....	9
第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況.....	10
1 鱒ヶ沢町の人口・世帯数の推移.....	10
2 障害者手帳所持者数の推移.....	11
第2部 障がい者計画.....	16
第1章 障がい者施策の現状と課題.....	16
1 障がい者施策の現状.....	16
2 障がい者を取り巻く課題.....	17
第2章 計画の目標と施策展開.....	19
1 計画の重点目標.....	19
2 施策の展開.....	19
第3部 第7期障がい福祉計画 及び 第3期障がい児福祉計画.....	24
第1章 障害福祉サービス等の内容.....	24
1 障害福祉サービス等の事業内容.....	24
第2章 障害福祉サービス等の利用状況.....	30
1 障害福祉サービス等の実施状況.....	30
第3章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策.....	37

1 見込み量の考え方.....	37
2 障害福祉サービス等の見込み量.....	37
3 計画の推進のために.....	46
4 計画の点検と評価.....	47
(資料)	
鱒ヶ沢町障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	48
鱒ヶ沢町障がい者計画等策定委員会委員名簿.....	49

「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在していますが、「障害」と表記されているものは、法令等に基づくものや固有名詞の場合で、それ以外は「障がい」を使用しています。

第1部 総論

第1章 計画の作成にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」「児童福祉法」の改正など、各種法整備が進められてきました。

令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

このような中、鱒ヶ沢町では、平成29年度に「障がい者計画」、令和2年度に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきましたが、その計画も令和5年度をもって計画期間が終了することから、令和6年度から始まる「鱒ヶ沢町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本町における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 障がい者施策の近年の動向

■障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

「全ての人々が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくる」ために、自立や社会参加を支援するよりよい法律や制度をつくることを目指しています。

また、障がいのある人の定義が見直され「障がいや事物・制度・習慣・考え方などの社会的障壁によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人」が追加されました。

なお、これらをもとに、「みんなと一緒に地域で暮らすこと」「差別をなくすこと」「雇用の促進」などの方向性が示されています。

■児童福祉法の改正（平成24年4月施行）

障がい別に分かれていた障がい児の施設や事業が一本化され、通所による支援と入所による

支援に分けられました。また、様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設されました。

■障害者虐待防止法の成立（平成 24 年 10 月施行）

障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、施行されました。

障がい者虐待には、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型として「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放置」「経済的虐待」の 5 つが定義されています。

また、「虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の速やかな通報の義務化」「通報や届出の窓口である障害者虐待防止センターの設置」が定められています。

■障害者総合支援法の成立（平成 25 年 4 月施行）

従来の障害者自立支援法に代わる法律として施行されました。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障害福祉サービスの提供などについて定められており、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病患者が含まれることが定められました。

■障害者差別解消法の成立（平成 28 年 4 月施行）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として成立しました。

障がいのある人に、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています（不当な差別的取扱いの禁止）。

また、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除く対応が必要であると伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます（合理的配慮の提供）。

■障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行）

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられました。

■成年後見制度利用促進法の成立（平成 28 年 5 月施行）

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人を支える成年後見制度の利用が十分に進んでいないことから、制度の利用を促すことを目的としています。

制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会等を設置し、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。町は、国の計画を踏まえた計画の策定及び利用促進に関する審議会等の設置が努力

義務となっています。

■発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

発達障がい者に対する支援は制度の谷間に置かれ、十分な対応がなされていなかったことから、「医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が緊密に連携したライフステージを通じた切れ目のない支援」や「家族なども含めた相談、情報の提供や助言などの、きめ細かな支援」「地域の関係者が課題を共有して連携した地域における支援体制の構築」について方向性が示されています。

■第 4 次障害者基本計画の策定（平成 30 年）

国では、障害者の権利に関する条約の批准、障害者差別解消法の施行などの動向を踏まえ、平成 30 年度から 5 年間を対象とした「第 4 次障害者基本計画」が策定されました。これは、政府が講ずる障がい者に対する施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

この計画では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

障がい者が、自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。なお、具体的な支援として「自立生活援助」や「就労定着支援」が新設されています。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために支援の拡充が図られました。具体的な支援として「居宅訪問型児童発達支援」の新設、「医療的ケアを要する障害児に対する支援」などが定められています。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30 年 6 月施行）

文化芸術が、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障がい者による文化芸術活動を推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として定められました。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年 6 月施行）

視覚障がい者等の方も読書に親しむことができる社会を推進するために、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが定められました。この法律において、「視覚障がい者等」とは、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人をいいます。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（令和 2 年 6 月）

公共交通事業などに対して、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大が規定されました。

■社会福祉法の改正（令和3年4月施行）

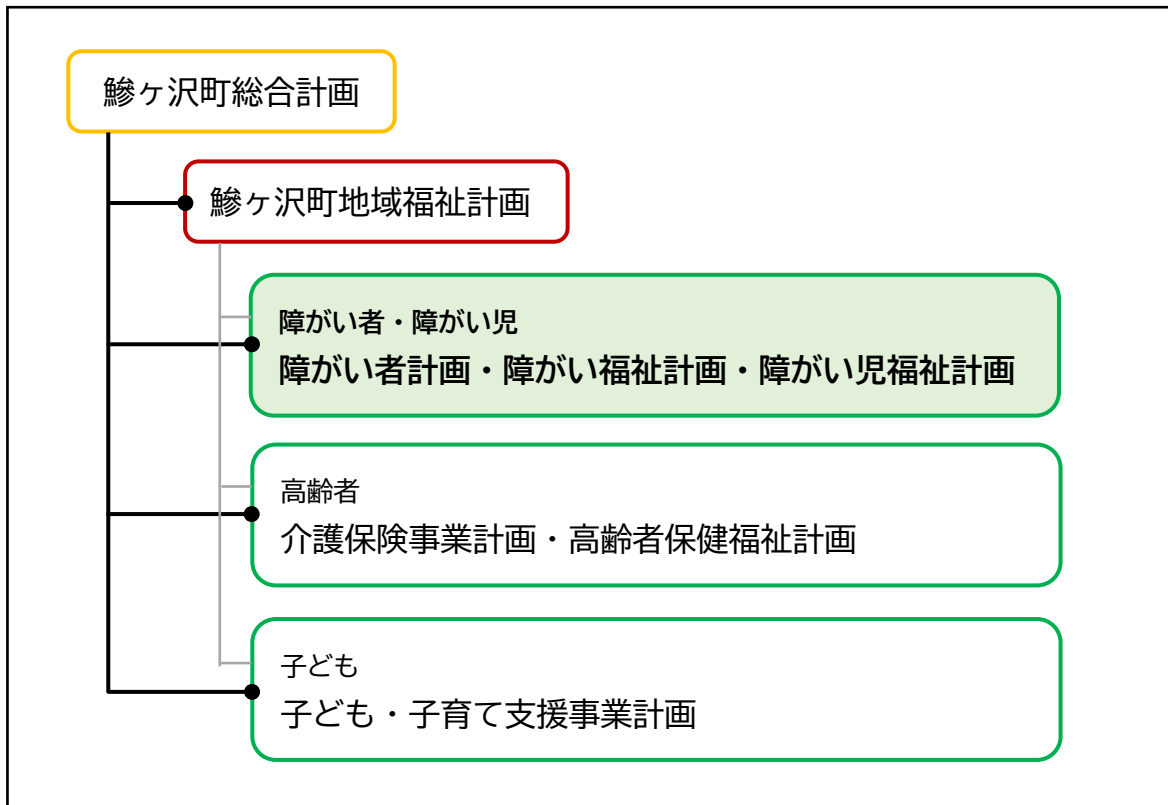
新たに、地域共生社会の実現を図るための包括的な支援体制の整備に関する方策等が規定され、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこと、また、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが定められています。

■第5次障害者基本計画の策定（令和5年）

政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画として策定されるもので、基本理念に、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「鱒ヶ沢町総合計画」の個別計画として位置づけられるとともに、町の他の関連計画と相互に連携、整合を図り、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものです。



◎ 計画とSDGs

SDGs（エス・ディ・ジーズ：Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。

2030年（令和12年）を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、共生社会を目指すという本計画の基本理念にも当てはまるものです。

そのため、本町においても「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、SDGsを意識して障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。

4 計画期間

町における障がい者施策、障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年の計画、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画とします。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
策定根拠	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
目的	町の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。
令和5年度	第3次	第6期	第2期
令和6年度	第4次	第7期	第3期
令和7年度			
令和8年度		第8期	第4期
令和9年度			
令和10年度			
令和11年度			

5 計画の対象

この計画の対象者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）のほか、難病、その他の心身機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

種別	特 性
身体障がい	<p>先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことをいいます。</p> <p>身体障害者福祉法では、「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」「肢体不自由」「内臓機能などの疾患による内部障がい」の5種類に分類されます。さらに内部障がいは、「心臓機能障がい」「腎臓機能障がい」「呼吸機能障がい」「膀胱・直腸機能障がい」「小腸機能障がい」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい」「肝臓機能障がい」の7つに分かれます。</p> <p>車椅子や補装具を使用しているなど、外見から分かる場合もありますが、内部障がいなどは外見からは分かりにくい障がいのため、周囲から理解を得にくい、配慮を受けにくいなどの問題を抱えています。</p>
知的障がい	<p>先天的あるいは後天的に生じた知的機能の障がいにより、「考える、理解する、書く、読む、計算する、話す」などの機能が十分に発揮できないことで、日常生活を送るために様々な支援を必要とする状態をいいます。</p> <p>このため、複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい、人に話しかけることや自分の意見を伝えることが苦手、ひとつの行動に執着するほか、同じ質問を繰り返す、質問に対する答えがオウム返しになる人もいます。日常生活上のお金の管理などが十分にできない、初めての出来事や状況の変化に対応することが困難であるといった社会生活への適応のしにくさを抱えています。</p>
精神障がい	<p>様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。精神疾患にはいくつもの種類があり、障がいの特性や症状の度合い、対応の方法も異なります。</p> <p>精神疾患に対する社会の無理解から、差別されることもしばしばあります。病気のことを他人に知られたくないと思い、隠したり、孤立したりする方も多くいます。精神障がいは、適切な治療・服薬があれば症状をコントロールできるため、周囲の理解と適切な支援があれば、大半の人は地域で安心して生活を送ることができます。</p> <p><主な精神疾患> 統合失調症、気分障がい、てんかん、アルコール依存症、認知症 など</p>

種別	特 性
発達障がい	<p>脳機能の発達に関する障がいがあり、通常、低年齢において症状が現れる障がいといわれています。外見から分かりにくいいため、障がいとは気付かれずに、その行動や態度を「自分勝手」「変わった人」「困った人」と認識されてしまい、孤立してしまうこともあります。</p> <p>ものの見方や感じ方が独特なため、会話の裏側や行間、場の空気を読むこと、相手の気持ちを理解すること、自分の気持ちを適切に伝えることが難しく対人関係を上手に築くことが苦手な「広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）」、一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力について、ひとつあるいは複数に著しい困難が見られる「学習障がい（LD）」、自分をコントロールする力が弱く、気が散りやすく集中できない（不注意）、順番を待つのが苦手で動き回る（多動性）、考えるよりも先に行動を起こしてしまう（衝動性）といった特徴がある「注意欠陥・多動性障がい（ADHD）」があります。</p> <p>発達障がいと行動特徴が似ている障がいとして、虐待を受けた子どもや親や養育者との死別などコミュニケーションやスキンシップが極端に少ない家庭に育った子どもの中には、愛着障がいを発症する人もいます。障がいに合わせた適切な支援が必要となります。</p>
高次脳機能障がい	<p>音や形、言語を記憶したり、問題を解いたり、計画を立てて行動したり、視覚情報を処理したりと、日常生活を送るために必要な脳の機能を「高次脳」と呼び、交通事故や転倒、脳卒中などの病気により脳がダメージを受けることで、この機能がうまく働かなくなることを高次脳機能障がいといいます。</p> <p>高次脳機能障がいの症状は多種多様で、比較的古い記憶は保たれており何も変わっていないように見えるのに、今まで当たり前に出ていたことができない、今やったこともすぐに忘れてしまう、同じミスを繰り返す、2つのことを同時に行うことができない、スケジュールの順番が決められない、すぐに怒りだすなど感情のコントロールができない、字の読み書きが難しい、物の名前が思い出せない、片側を見落としたりしやすくぶつかる等の症状がみられます。</p>
難病	<p>難病は、「原因不明で治療方法が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾病」と定義されています。体調の変動が激しく、座ったり横になったりすることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすいといった疾患管理上の条件から生活上の困難を抱えています。</p> <p>平成 25 年 4 月より、難病（障害者総合支援法の対象疾病）の方も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。障害福祉サービス等の対象となる難病は 366 疾病です。</p>

6 計画策定までの流れ

町の施策の実施状況等を基に、障がい者施策の推進について広く意見を求める場として「障がい者計画等策定委員会」を設置し、障がい者団体の代表や障がい福祉について深く理解している方々からの意見を伺いました。

これらの意見をもとに、今後の課題や取り組みの方向性についての意見を集約し、策定しています。

7 計画の基本理念

“わ”をつなぐまち「あじがさわ」

～いきいきと暮らせる安心・安全のまちづくり～

「障害者基本法」では、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要があると規定されています。また、現行の国の障害者基本計画や青森県障害者計画の理念にも、「共生社会」の実現が掲げられています。

これらを踏まえ、本計画では、共生社会の考え方にに基づき、「地域で暮らす・生きる・ともに支えあうまち」、「誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域づくり」を目指します。

第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況

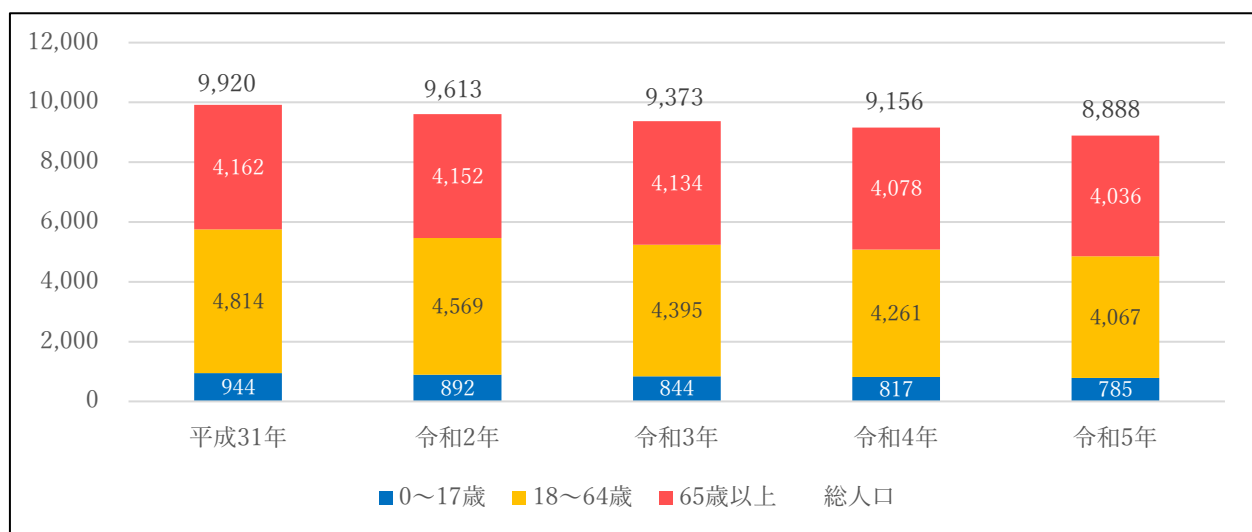
1 鱒ヶ沢町の人口・世帯数の推移

町の総人口は、4年間で1,032人減少しています。年齢3区分別の人口割合を見ると、0歳から64歳までに占める割合が減少している一方、65歳以上の高齢者人口割合は増加しており、少子・高齢化が進んでいることが分かります。

※単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口		9,920	9,613	9,373	9,156	8,888
0～17歳	人	944	892	844	817	785
	%	9.5	9.2	9.0	8.9	8.8
18～64歳	人	4,814	4,569	4,395	4,261	4,067
	%	48.5	47.5	46.8	46.5	45.7
65歳以上	人	4,162	4,152	4,134	4,078	4,036
	%	41.9	43.1	44.1	44.5	45.4
世帯数		4,616	4,542	4,492	4,442	4,386

(各年3月31日現在)



2 障害者手帳所持者数の推移

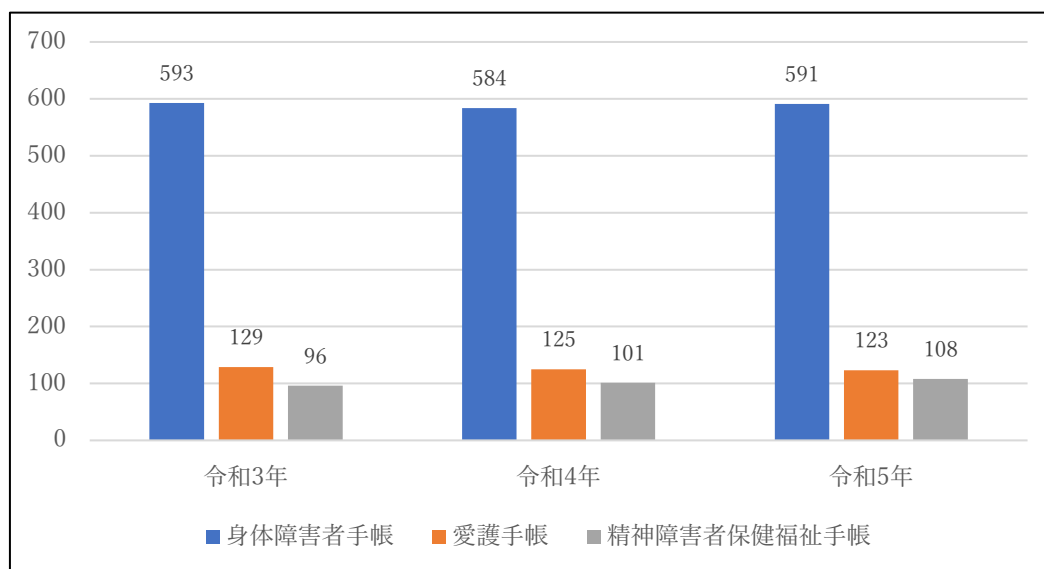
(1) 障害者手帳所持者数

手帳所持者数は、過去3年間ほぼ横ばいで推移しています。このうち身体障害者手帳所持者は591人（総人口に占める割合は6.64%）、愛護手帳所持者は123人（総人口に占める割合は1.38%）、精神障害者保健福祉手帳所持者は108人（総人口に占める割合は1.21%）となっています。

※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	593	584	591
愛護手帳	129	125	123
精神障害者保健福祉手帳	96	101	108
合計	818	810	822

(各年3月31日現在)



(2) 身体障害者手帳所持者数

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者は、591人となっています。障がい部位別では、肢体不自由、内部障がいが多く、全体の84%を占めています。

● 年齢別身体障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	1	1	1
18歳以上	592	583	590
合計	593	584	591

● 障がい部位別身体障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	39	38	39
聴覚・平衡機能障がい	51	52	52
音声・言語・そしゃく障がい	1	2	2
肢体不自由	293	287	288
内部障がい	209	205	210

● 等級別・障がい部位別手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

※単位：人

	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	11	1	0	56	122	190
2級	11	10	0	61	3	85
3級	4	5	1	60	29	99
4級	3	12	1	76	56	148
5級	5	0	0	26		31
6級	5	24	0	9		38
合計	39	52	2	288	210	591

(3) 愛護手帳（療育手帳）所持者数

令和5年3月31日現在の愛護手帳所持者は、123人となっています。これは令和3年度に比べ4.6%減少しています。

● 年齢別愛護手帳所持者数（各年3月31日現在）

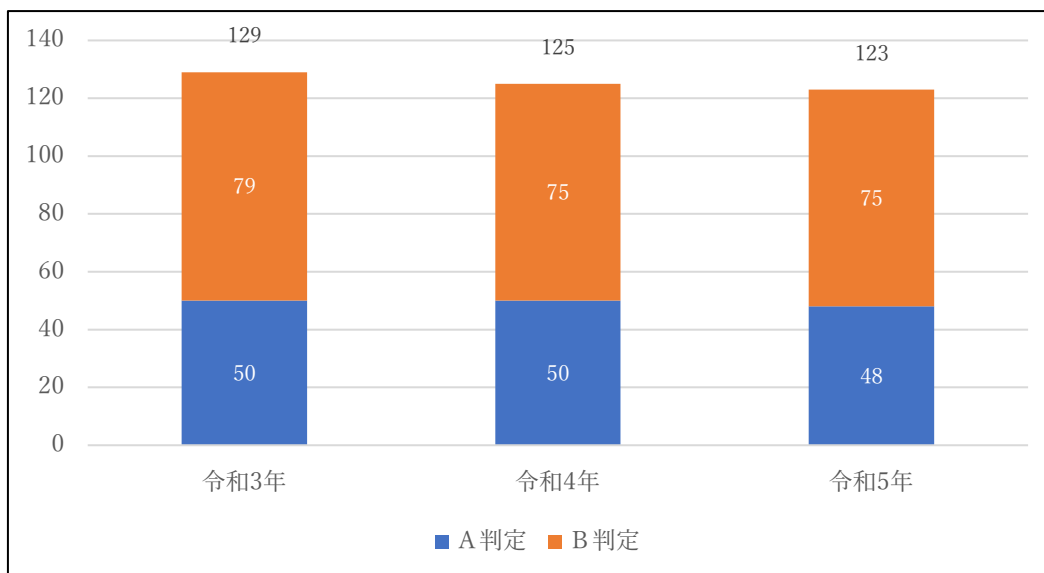
※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	13	12	10
18歳以上	116	113	113
合計	129	125	123

● 判定別・年齢別愛護手帳所持者数（各年3月31日現在）

※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	50	50	48
B判定	79	75	75
合計	129	125	123



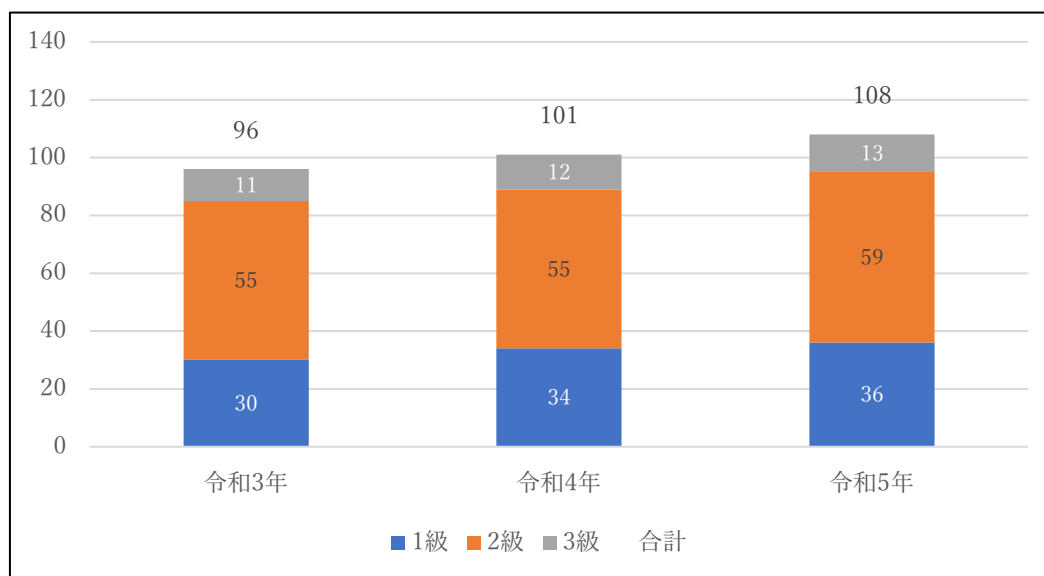
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、108人となっています。内訳は、統合失調症の方が56人、うつ病の方が15人、広汎性発達障がいの方が12人、躁うつ病の方が5人と続きます。

● 判定別精神障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

※単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
1級	30	34	36
2級	55	55	59
3級	11	12	13
合計	96	101	108



(5) 各種制度利用者数（令和5年3月31日現在）

	利用者数・利用件数
補装具費支給	33 件
育成医療費助成	1 人
更生医療費助成	43 人
精神通院医療費助成	191 人
療養介護医療費助成	2 人
重度心身障害者医療費助成	148 人
特別障害者手当受給者 障害児福祉手当受給者 経過の福祉手当受給者	18 人

第2部 障がい者計画

第1章 障がい者施策の現状と課題

1 障がい者施策の現状

本町における障がい者（児）数は、少なくありません。しかしながら、何らかの障害福祉サービスを利用している人は多くはなく、実際には支援を必要としているのにも関わらず、支援に結びついていない人もいと推測されます。

国では、平成15年に従来の措置制度に代わる支援費制度が導入され、平成16年には、発達障がいの定義と法的な位置づけを確立する「発達障害者支援法」が成立、さらに、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障がいの種別に関わらずサービスが利用できるような障害福祉サービスの一元化が図られるなど、障がい者施策に大きな転換が図られました。その後、平成24年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に難病等を追加、障害程度区分から障害支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

また、平成23年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義のなかで、発達障がいを精神障がいに含め、さらに「社会的障壁」が生活を制限する原因と明示されるなどの変更がなされ、平成25年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「障害者への合理的配慮の不提供」が禁止とされ、平成28年4月に施行されました。

そして、平成28年7月に我が事・丸ごと地域共生社会実現本部が設置され、「制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会」の理念のもと、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

さらに、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑かつ複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しています。

2 障がい者を取り巻く課題

共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等の内容を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを徹底する必要があります。そのためには、障がいに対する正しい理解の促進や、障がいのある人の権利擁護に関する啓発、諸制度の利用促進に取り組む必要があります。また、残された課題や新たにに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

(1) 自立と社会参加の支援について

- ①障がいを理由とする差別の解消に向けて、町民一人ひとりに対して更なる周知を行うことが求められています。
- ②就労支援について、一人ひとりの希望に応じた就職を実現するためには、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークが不可欠です。支援に際しては、病状や障がいの特性、家庭環境を理解したうえでの助言など、単に就労という面だけでなく、生活面も含めた様々な支援の実施が求められます。各機関との適切な役割分担、障がい者のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うため、更なる連携の充実が必要です。
- ③高次脳機能障がいや若年性認知症、難病患者等が必要な介護保険サービスや障害福祉サービスを受けられるように、介護保険担当課との協力体制の確立と情報交換を促進する必要があります。
- ④精神障がい者等が地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

(2) 地域生活の支援基盤について

- ①現在、在宅で通所施設等を利用している場合、親等保護者亡き後は施設入所という形を取らざるを得ない現実があります。地域で変わらず暮らしたいという希望に応えられるよう、対応策を検討する必要があります。
- ②現在、町内には短期入所を行う施設がなく、緊急での利用が困難な場合があります。近隣市町を含め近距離に対応可能な施設が複数あることで、保護者等の身体的・精神的負担が軽減されます。安心して在宅生活を送るためにも、対応施設の確保が課題です。
- ③計画相談支援の充実のためには、対応事業所を増やす必要があることから、複数の相談支援センターの設置を検討する必要があります。
- ④高度化、多様化するニーズに適切に対応していくために、高次脳機能障がい、難病患者等の相談支援の促進、サービス利用に対する周知、強度行動障がい者の入所施設の開拓について、今後も継続して推進していく必要があります。
- ⑤権利擁護を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消、虐待防止に関する更なる周知、啓発が必要です。虐待への迅速な対応のための体制強化、一時保護施設の確保、障害者差別解消支援地域協議会の運営による障がい者差別への対応が課題です。

(3) 療育支援や教育体制について

- ①切れ目のない相談（療育）支援体制（療育→教育→日中活動・就労等）の構築が課題です。乳幼児期から青年期、壮年期、そして高齢者となってからも、支援が途切れることのないよう連携した支援体制の構築が必要です。
- ②放課後等デイサービス事業所と学校との連携した支援体制の構築が課題です。
- ③近年対象者が増加している発達障がいに対する相談支援や療育の実施、就学後、成人期の支援が課題です。

(4) 安心して暮らせるまちづくりについて

- ①バリアフリー化の推進を図り、誰もが外出しやすい環境づくりを整備する必要があります。
- ②障がい者への防災意識向上のための普及・啓発事業を行う必要があります。すべての障がい者が安全に避難し、避難場所において安心して過ごせるように、適切な対応を検討する必要があります。
- ③障がい者の自立を支援するため、グループホームの整備が急務となっています。

(5) 災害対策と緊急事態に対する支援について

- ①近年、自然災害が頻発化、激甚化している傾向にあり、いつどこで大規模災害が発生してもおかしくない状況にあります。そのため、発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障がい者に対する地域での支援体制を強化する必要があります。

(6) 相談支援体制の充実について

- ①障がい者や障がい児、その家族等が抱えるニーズは複雑化・多様化してきている状況にあるものの、町内及び西北五圏域内では、相談支援事業所や相談支援専門員等が不足していることから、その事業所及び人材の育成が必要となっています。

第2章 計画の目標と施策展開

1 計画の重点目標

計画の基本理念である「わ」をつなぐまち「あじがさわ」を実現するため、次のことを計画の重点目標に掲げます。

- ① 情報提供、相談支援の充実を図ります
- ② 障がいに対する理解の促進を図ります
- ③ 社会参加の促進と就労支援の充実を図ります

2 施策の展開

- ① ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の形成のために、障がい者福祉に関する情報提供や障がい者との交流により、心のバリアフリーに努めます。
- ② すべての人が安心して生活できるよう、居住環境をはじめ、公共施設など生活空間の物的バリアフリー環境を整備していきます。
- ③ 地域で暮らし続けるために生活を充実させる支援として、自立、更生に向けた保健・医療・福祉体制の連携強化、相談体制の整備、権利擁護の推進などにより、障がい者の地域移行を促進します。
- ④ 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、社会参加の促進や就業支援体制づくりを強化するとともに、地域住民の意識の醸成を図ります。
- ⑤ 誰もが楽しく笑顔あふれる生活をおくれるよう、障がいの有無にかかわらず、相互の理解を深めるための交流の場と機会の創出を促進します。

(1) 重点施策

① 相談支援体制、情報提供体制の充実

- ア 障がい者の地域生活を支援するために、行政、民生委員児童委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、関係機関等が必要な研修等を行うことで、情報提供体制や相談支援体制の充実を図ります。
- イ 障がいのある人やその家族は、あらゆる障がい福祉施策の情報提供を求めているため、困ったことや悩んでいることを身近に相談できる体制を充実させます。
- ウ 障がい福祉に関するサービス、各支援制度、医療制度等について、分かりやすく誰もが情報を得られるよう、広報やインターネットを活用するとともに、窓口でも必要な情報が提供できる体制づくりに努めます。
- エ 障害者手帳の所持により受けられる各種サービスについては、手帳交付時における情報提供を徹底させるとともに、各種手続きについても支援するよう努めます。
- オ 障がい者相談支援センターを「重層的支援体制整備事業」における包括的相談支援事業のひとつに位置づけ、包括的な相談支援体制を充実させていきます。

② 共生社会に向けた理解の促進

- ア 障がいの有無に関わらず、すべての人が地域でともに暮らすために、障がい者や障がいに対する理解が子どもの頃からなされるよう、体制づくりに努めます。
- イ 障がい者が地域活動へ参加することにより、地域社会の理解度が高まることが期待されるため、地域への積極的な参加・参画を支援する施策を展開します。
- ウ 障がい者と地域住民との交流を促進するために、障がいの有無に関わらず参加できる、文化・スポーツを通じた交流機会を創出するよう施策を展開します。
- エ 障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、地域住民の協力が不可欠です。町民のボランティアの発掘・育成を図るとともに、活動に対する支援を強化し、地域ぐるみで福祉に取り組む体制の整備に努めます。

③ 権利擁護の推進

- ア 介助者の高齢化により、今後は、成年後見制度等を必要とする人が増えることが予測されます。成年後見制度利用支援事業の周知等、判断能力が十分でない人の権利擁護の推進を図る施策を展開します。
- イ 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある方の権利擁護を推進します。

④障がい者虐待防止体制の整備

- ア 障がい者虐待については、家庭、施設、職場において虐待に対する十分な知識が必要であるため、平成 24 年 10 月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえた、啓発施策を展開します。
- イ 町に設置している障害者虐待防止センターにおいて、障がい者の権利権益を擁護する施策を展開します。

⑤障がい児への支援の充実

- ア 障がいのある子どもが地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制の構築が求められていることから、これら関係機関との連携を密にし、情報交換できる体制を構築します。
- イ 保育所等における受け入れ体制の整備が求められることから、福祉サービスによる支援を実施するほか、保護者だけでなく地域社会全体で子どもたちを支援する体制を構築します。
- ウ 障がいのある子どもたちが教育を受けやすい環境をつくるため、「子どもの能力や発達状態に適した指導の実施」「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会の増加」がなされるよう体制づくりに努めます。
- エ 障がいのある子どもが地域社会の中で健やかに成長し、社会参加を進めていくために、幼い頃からの福祉教育、交流教育を推進する施策を展開します。
- エ 障がいの早期発見、早期対応が重要なことから、乳幼児期からのライフステージに応じた継続的な支援を推進します。

⑥災害時に向けた支援体制の充実

- ア 鯉ヶ沢町地域防災計画に基づき、障がい者等の把握に努めます。その中から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者をリストアップし、定期的に情報を更新します。
- イ また、災害時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、福祉専門職や地域の避難支援者（自主防災組織、民生委員児童委員など）と連携し、個別避難計画の作成を進めます。
- ウ 災害時の避難所で、服薬や治療の継続が必要な人、高齢者や妊産婦・乳幼児等の体調が変化しやすい人への支援の充実を図ります。
- エ 障がい者が参加する防災訓練、移動困難な障がい者の避難誘導體制の確認、防災意識の向上等、地域防災の充実を図る施策を展開します。
- オ 避難所等においてコミュニケーション方法に制約等が生じ、情報取得等に困難を抱える障がい者に対し、意思疎通の確保を図る施策を展開します。

(2) 一般施策

① 地域で暮らし続けるための基盤づくり

- ア 障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて対応が図られる地域生活支援拠点の整備を進めます。
- イ 障がい者の地域における生活を充実させるために、身近な場所で必要な支援を受けられるよう、町内に日中活動の場を確保するなど事業者の定着を図る施策を展開します。
- ウ 障がい者が住み慣れた地域や家庭において安全で快適な生活を送るため、また、障がい者自身の自立のためには、障がいの特性に合った居住の場の確保と居住生活を支援するサービスを充実させる必要があることから、福祉サービスを活用した個別支援を実施します。
- エ 障がい者が暮らしやすいまちにするために、公共施設や道路の段差解消による安全確保、鉄道・バス等の公共機関の利便性の確保、障がい者駐車スペースの充足と利用マナーの向上に努めます。

② 障がい者団体等の支援

- ア 障がい者への理解を深めるためには、障がい者団体の活動が活発化されることが重要であることから、障がい者団体の活動の支援や、会員確保のための支援を行います。

③ 関係機関との連携の強化

- ア 保健、医療、福祉、教育、労働分野等の関係機関とのネットワークを構築・連携し、障がい者の様々な困りごとに対応する相談支援体制の強化を図ります。
- イ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、障がい児、難病患者や、障害者手帳は所持していないが障がいに起因した困りごとを抱えている人は、支援につながりにくい傾向があります。これらの人や支援が必要な人が相談につながるよう啓発活動を継続するとともに、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

④ コミュニケーション体制の充実

- ア 視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語障がい、知的障がいなど、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人もいます。各種サービス窓口では、お互いがコミュニケーションを図るために必要となる福祉機器や最新機材、人的体制があれば整備し、情報のバリアフリー化を促進する施策を展開します。
- イ インターネットやデジタル放送の文字放送・データ放送による情報提供が図れるよう必要な施策を展開します。

- ウ 町の各種事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいコミュニケーション体制を整えたうえで事業を展開します。
- エ 手話が言語であるとの認識のもと、令和 4 年に制定した町の手話言語条例に基づき、各施策の推進を図ります。

⑤ 就労の支援、雇用機会の拡大

- ア 企業での就労が困難な障がい者に対しては、就労の場としての役割とともに、仲間づくり、社会経験の場づくりなど様々な役割を果たす就労支援事業所や地域活動支援センターの利用を促進する施策を展開します。
- イ 就労支援事業所などの福祉的就労の場においては、作業や商品の受注量が少なく、また、販路拡大などが課題であるため、工賃の確保につながる支援施策を展開します。
- ウ 障がい者の社会的自立を促進するためには、事業者への障がい者の一般雇用を働きかける必要があるため、障がい者に関係する施設や事業所、教育関係者、また、障がい者就業・生活支援センター、ハローワークと連携しながら、雇用機会が拡充されるよう努めます。
- エ 福祉的就労の充実と一般就労の機会を拡大するとともに、日中活動の場を整備し、特性にあったサービスが利用できる体制づくりを進めます。

第3部 第7期障がい福祉計画 及び 第3期障がい児福祉計画

第1章 障害福祉サービス等の内容

1 障害福祉サービス等の事業内容

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われるものです。ここでは、目的別に分類しています。

①在宅生活や介護する家族を支援するサービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、掃除などの家事、生活等に関する相談など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②外出を支援するサービス

サービス名	サービス内容
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

③昼間の生活を支援するサービス

サービス名	サービス内容
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護と日常生活上の支援を行います。
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行います。

④自立や就労を支援するサービス

サービス名	サービス内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。障がいの種類によって、機能訓練と生活訓練の2類型に分類されています。
就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の能力や適性を評価し、就労時に必要な支援や配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるように支援します。
就労移行支援	就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで就労することが困難な方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

⑤住まいの場としてのサービス

サービス名	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	地域でひとり暮らしを始めた方に対して、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問（居宅訪問）や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。

⑥子どもの発達や自立を支援するサービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会などを提供します。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童に対して、訪問により集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑦困ったときに相談するサービス

サービス名	サービス内容
計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。サービス利用後は、一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）等の支援を行います。
地域移行支援	施設・病院から地域での生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保や新しい生活の準備などの必要な支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをしている方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、鯉ヶ沢町が実施主体となり、障がいのある方の生活支援のために、地域の特性や状況に応じ、柔軟な事業を実施します。

①必須事業

サービス名	サービス内容
理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について助成します。

①必須事業（つづき）

サービス名	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

②任意事業

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	支援を受けなければ入浴することが困難な障がい者に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持を図ることを目的に、入浴介護サービスを行います。
生活訓練事業	町外の地域活動支援センター等に通う障がい者に対して、生活の質的向上を図り社会復帰を促進することを目的に、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
生活サポート事業	介護給付の対象外となる障がい者に対して、日常生活に関する支援、家事に対する支援などを行わなければ本人の生活に支障をきたす恐れがある場合に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助等）を行います。

(3) その他の障がい者支援制度

その他、障がいのある方が生活するために利用できる制度です。

サービス名	サービス内容
補装具費支給	障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（車いす、義足、補聴器など）について、購入または修理に要した費用（基準額）から、所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として支給します。
自立支援医療費助成 （育成医療） （更生医療） （精神通院医療）	心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額が軽減される制度です。
療養介護医療費助成	障害福祉サービスのうち療養介護の支給決定を受けた障がい者が、病院において医療的ケアを受けた場合に、その医療費の一部が軽減される制度です。
重度心身障害者 医療費助成	重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいの方に対して、保健の増進と福祉の向上を図るため、医療費の一部が軽減される制度です。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	身体または精神に著しい重度の障がいがある方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障がいによる精神的、物質的な負担軽減のため手当が支給される制度です。

第2章 障害福祉サービス等の利用状況

1 障害福祉サービス等の実施状況

各サービスの実施状況における計画値との比較です。なお、各年度とも3月における月間実績（令和5年度実績値は見込み）です。

(1) 障害福祉サービス

①在宅生活や介護する家族を支援するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、 重度訪問介護、 重度障害者等 包括支援	計画値	利用者数	10	10	10
		時間分	142	142	142
	実績値	利用者数	10	13	13
		時間分	187	256	335
短期入所	計画値	利用者数	2	2	2
		人日分	60	60	60
	実績値	利用者数	2	2	1
		人日分	60	60	10

②外出を支援するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護、 行動援護	計画値	利用者数	0	0	0
		時間分	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	0
		時間分	0	0	0

③昼間の生活を支援するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	計画値	利用者数	3	3	3
	実績値	利用者数	2	2	2
生活介護	計画値	利用者数	49	50	50
		人日分	1,078	1,100	1,100
	実績値	利用者数	49	50	50
		人日分	1,093	1,120	1,063

④自立や就労を支援するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	計画値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	3
		人日分	0	0	47
就労移行支援	計画値	利用者数	1	2	2
		人日分	23	46	46
	実績値	利用者数	1	1	0
		人日分	3	5	0
就労継続支援 (A型)	計画値	利用者数	18	18	18
		人日分	396	396	396
	実績値	利用者数	15	11	12
		人日分	305	245	244

④自立や就労を支援するサービス（つづき）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	計画値	利用者数	42	45	48
		人日分	840	900	960
	実績値	利用者数	43	49	55
		人日分	851	975	1,035
就労定着支援	計画値	利用者数	1	1	1
	実績値	利用者数	0	0	0

⑤住まいの場としてのサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計画値	利用者数	37	37	36
	実績値	利用者数	38	38	36
共同生活援助	計画値	利用者数	45	46	47
	実績値	利用者数	43	42	43
自立生活援助	計画値	利用者数	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	0

⑥子どもの発達や自立を支援するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	利用者数	2	2	2
		人日分	14	14	14
	実績値	利用者数	1	1	4
		人日分	5	2	10
医療型児童発達 支援	計画値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0

⑥子どもの発達や自立を支援するサービス（つづき）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	計画値	利用者数	10	10	10
		人日分	130	130	130
	実績値	利用者数	6	6	6
		人日分	88	95	95
保育所等 訪問支援	計画値	利用者数	1	1	1
		人日分	5	5	5
	実績値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
	実績値	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0

⑦困ったときに相談するサービス

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	人分	24	25	26
	実績値	人分	23	22	27
障害児相談支援	計画値	人分	5	5	5
	実績値	人分	2	1	2
地域移行支援	計画値	人分	1	1	1
	実績値	人分	0	0	0
地域定着支援	計画値	人分	1	1	1
	実績値	人分	0	0	0

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	計画値	実施の 有無	無	無	有
	実績値		無	有	有
自発的活動 支援事業	計画値	実施の 有無	有	有	有
	実績値		無	無	無
相談支援事業					
障害者相談 支援事業	計画値	箇所数	3	3	3
	実績値		2	2	2
基幹相談支援 センター	計画値	設置の 有無	無	無	有
	実績値		無	無	無
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	計画値	実施の 有無	無	無	有
	実績値		無	無	無
住宅入居等 支援事業	計画値	実施の 有無	無	無	無
	実績値		無	無	無
成年後見制度 利用支援事業	計画値	利用者数	3	4	5
	実績値		5	4	3
成年後見制度 法人後見支援事業	計画値	実施の 有無	無	無	無
	実績値		無	無	無
意思疎通支援事業					
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	計画値	利用件数	12	12	12
	実績値		17	16	6
手話通訳者 設置事業	計画値	設置者数	0	0	0
	実績値		0	0	0

①必須事業（つづき）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業					
介護訓練 支援用具	計画値	利用件数	2	2	2
	実績値		0	3	2
自立生活 支援用具	計画値	利用件数	1	1	1
	実績値		1	0	1
在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数	1	1	1
	実績値		0	0	1
情報・意思疎通 支援用具	計画値	利用件数	1	1	1
	実績値		0	0	1
排泄管理 支援用具	計画値	利用件数	180	180	180
	実績値		274	276	195
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	計画値	利用件数	1	1	1
	実績値		0	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	計画値	養成者数	2	2	2
	実績値		6	17	20
移動支援事業	計画値	利用者数	2	2	2
		利用時間数	30	30	30
	実績値	利用者数	0	0	1
		利用時間数	0	0	10
地域活動支援 センター	計画値	箇所数	1	1	1
		利用者数	12	12	12
	実績値	箇所数	1	1	1
		利用者数	12	12	12

②任意事業

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴 サービス事業	計画値	個所数	1	1	1
		利用者数	1	1	1
	実績値	個所数	1	1	0
		利用者数	0	0	0
生活訓練事業	計画値	箇所数	2	2	2
		利用者数	4	4	4
		利用時間数	200	200	200
	実績値	箇所数	2	2	2
		利用者数	3	3	2
		利用時間数	123	76	60
日中一時支援事業	計画値	箇所数	5	5	5
		利用者数	15	15	15
		利用回数	1,050	1,050	1,050
	実績値	箇所数	5	5	5
		利用者数	14	13	12
		利用回数	933	855	924
生活サポート事業	計画値	箇所数	3	3	3
		利用者数	5	5	5
		利用時間数	96	96	96
	実績値	箇所数	3	3	3
		利用者数	4	3	3
		利用時間数	10	21	48

第3章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

1 見込み量の考え方

令和2年度から令和5年度の実績の変動をもとに、計画の最終年度となる令和8年度に向けて、必要なサービスの見込み量を算出しました。これらの目標の達成に向けて、必要な各種障害福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

2 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込み量を示します。

(1) 障害福祉サービス

①在宅生活や介護する家族を支援するサービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護、重度訪問介護、 重度障害者等包括支援	利用者数	13	14	15
	時間分	290	312	334
短期入所	利用者数	2	2	2
	人日分	60	60	60

②外出を支援するサービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護、行動援護	利用者数	0	0	0
	時間分	0	0	0

③昼間の生活を支援するサービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	3	3	3
生活介護	利用者数	52	52	52
	人日分	1,164	1,164	1,164

④自立や就労を支援するサービス

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1	1	1
	人日分	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	利用者数	2	2	1
	人日分	34	34	18
就労選択支援	利用者数	-	1	1
就労移行支援	利用者数	2	2	2
	人日分	10	10	10
就労継続支援（A型）	利用者数	14	14	14
	人日分	296	296	296
就労継続支援（B型）	利用者数	55	56	57
	人日分	1,111	1,131	1,151
就労定着支援	利用者数	1	1	1

⑤住まいの場としてのサービス

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設入所支援	利用者数	38	37	36
共同生活援助	利用者数	45	46	47
自立生活援助	利用者数	0	0	0

⑥子どもの発達や自立を支援するサービス

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	利用者数	4	4	4
	人日分	24	24	24
医療型児童発達支援	利用者数	1	1	1
	人日分	5	5	5
放課後等デイサービス	利用者数	8	8	8
	人日分	120	120	120

⑥子どもの発達や自立を支援するサービス（つづき）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数	1	1	1
	人日分	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	人日分	0	0	0

⑦困ったときに相談するサービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	25	25	25
障害児相談支援	人分	2	2	2
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有（広域設置）
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	有（広域設置）
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	6	7	8
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用件数	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0

①必須事業（つづき）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	利用件数	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数	180	180	180
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	利用件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	養成者数	20	20	20
移動支援事業	利用者数	2	2	2
	利用時間数	15	15	15
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	利用者数	12	12	12

②任意事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
生活訓練事業	箇所数	2	2	2
	利用者数	4	4	4
	利用時間数	80	80	80
日中一時支援事業	箇所数	5	5	5
	利用者数	15	15	15
	利用回数	1,050	1,050	1,050
生活サポート事業	箇所数	3	3	3
	利用者数	3	3	3
	利用時間数	20	20	20

(3) 成果目標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備・運用、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度を目標年度する成果目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行する。
- ・令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減する。

●成果目標

項目	目標
令和 4 年度末時点の施設入所者数	38 人
令和 8 年度末時点の施設入所者数	36 人
施設入所者における地域生活移行者数	2 人
施設入所者の削減者数	2 人

●目標値設定にあたっての考え方

- ・グループホームの整備促進、居宅サービスの質の向上、日中活動の場の確保に努め、暮らしやすいまちづくりの体制を強化します。
- ・施設入所者数については、障がい者及び介助者である親の高齢化、障がいの重度化等の理由により、施設入所を求めるニーズが高まっています。状況を見極めながら、入所者数の削減に努めていきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ・令和 8 年度末までに、入院後 3 か月時点の退院率は 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率は 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率は 91.0%以上とすることを目標値として設定する。

●成果目標

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	圏域で連携して開催

●目標値設定にあたっての考え方

- ・圏域で連携しながら、精神障がいのある方の地域生活への移行を支援するための保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

③地域生活支援の充実

●国の基本指針

- ・令和 8 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

●成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域で整備
強度行動障がい有する障がい者等への支援体制の充実	圏域で検討

●目標値設定にあたっての考え方

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、圏域で連携しながら、令和 8 年度末までに 1 か所整備することを目指します。
- ・強度行動障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう圏域内の課題を整理し、関係機関と連携しながら支援体制を検討します。

④福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針

- ・令和 8 年度における一般就労への移行実績を令和 3 年度の 1.28 倍以上とする。
- ・サービス別には、就労移行支援事業については令和 3 年度の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和元年度の概ね 1.28 倍以上とすることを目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

●成果目標

項目	目標	考え方
令和8年度の一般就労移行者数	1人	令和3年度末の移行者数0人の1.28倍以上
うち就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度末の移行者数0人の1.28倍以上
うち就労継続支援A型事業所から一般就労移行者数	1人	令和3年度末の移行者数0人の1.28倍以上
うち就労継続支援B型事業所から一般就労移行者数	1人	令和3年度末の移行者数0人の1.23倍以上
就労移行支援事業所終了者のうち一般就労へ移行した者が5割以上を占める事業所数	-	町内に就労定着支援事業所がないため設定しない
令和8年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度末の移行者数0人の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	-	町内に就労定着支援事業所がないため設定しない

●目標値設定にあたっての考え方

- ・就労相談支援体制を充実させ、ハローワーク等の関係機関との連携を強化、地域特性を生かした就労機会の確保により、福祉施設から一般就労への移行等を目指します。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」を各市町

村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

●成果目標

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	圏域で設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	圏域で1名配置

●目標値設定にあたっての考え方

- ・児童発達支援センターは、令和2年4月、圏域に1か所設置され、保育所等訪問を利用できる体制も構築されました。今後も児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもやその家族への支援の充実を図ります。
- ・重症心身障がい児を支援するための児童発達支援、放課後等デイサービス事業所については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、サービス事業者との連携を密にし、サービスが提供できる事業所を確保します。

⑥相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・各市町村において、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等及びそのために必要な協議会の強化を図る体制を確保する。

●成果目標

項 目	目 標
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置
協議会における個別事例の検討を通	事例検討実施回数
	年2回

じた地域サービス基盤の開発・改善	参加事業者・機関数	14 か所
	専門部会の設置数	4 部会
	専門部会の設置回数	8 回

●目標値設定にあたっての考え方

- ・ 今後は、重層的相談支援体制の構築による相談窓口の一体化を目指していくことで、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ・ 令和 8 年度末までに基幹相談支援センターを圏域内に設置し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善を図る体制を確保します。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

- ・ 令和 8 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

●成果目標

項 目	目 標
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	関係職員の参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無及びその実施回数	実施体制：あり
	実施回数：1 回

●目標値設定にあたっての考え方

- ・ 障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する障害福祉サービスや障がい者虐待防止に関する研修会等に参加するとともに、自己研鑽にも努めます。
- ・ 障害者自立支援支払等システムを活用し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所等の質の向上を図るために、各種研修会の参加を促します。

3 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 人材の育成と情報の発信

障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業や制度について、医療福祉関係機関や民生委員児童委員、一般町民に対しての正確な情報を提供し連携を強化することが必要となるため、広報誌やホームページなど、各種広報手段を活用しての情報提供と、連携できる関係団体等と研修の機会をつくり、障がい福祉に関する知識を持った人材を育成します。また、家族・地域の希薄化を背景として、障がい者自身の高齢化による障がいの重度化により、今後は成年後見制度等の活用を必要とする人が増えることが予測されます。権利擁護を推進していく必要があるため、より一層の周知を図ります。

(3) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障害福祉サービス事業所設、学識経験者等の様々な立場から、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(4) 町内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(5) 持続可能な制度の構築

社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、町の障がい福祉施策も例外ではありません。今後見込まれる障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、関連するサービス全体を検証していきます。

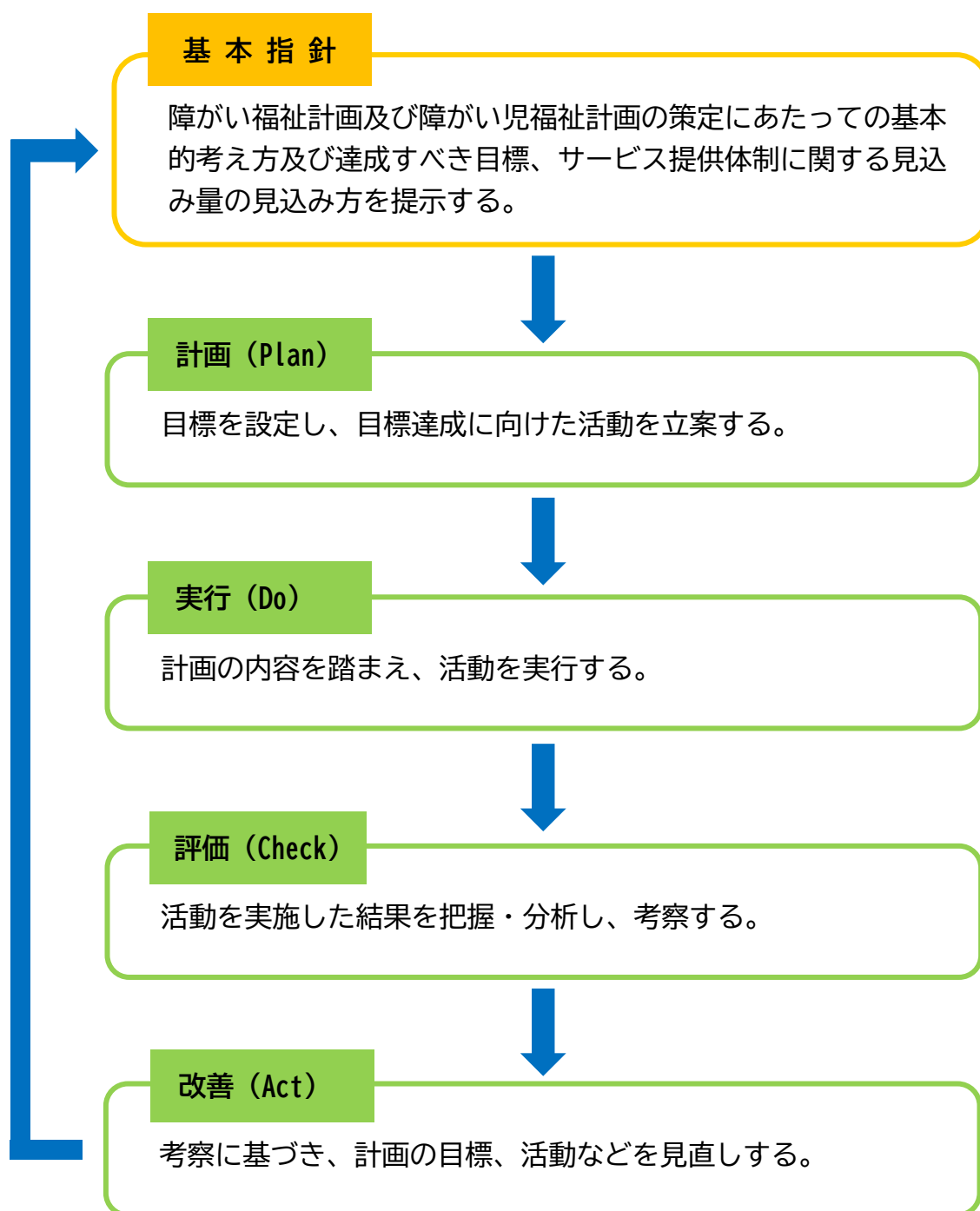
(6) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のよりよい制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の点検と評価

障がい福祉計画に基づくサービス基盤の整備の状況について、PDCA サイクルに基づく定期的な調査、分析、計画や事業の見直しなどを行うことにより、着実な計画の推進を図ります。

具体的には、少なくとも年1回、実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。



鱈ヶ沢町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の円滑な策定を図るため、鱈ヶ沢町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内障がい者団体の長
- (2) 障がい者行政に識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鱈ヶ沢町障がい者計画等策定委員会事務局担当課において処理する。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

鱒ヶ沢町障がい者計画等策定委員会委員名簿

氏名	区分	団体名・職名	備考
成田 守男	障がい者行政に 識見を有する者	社会福祉法人 つくし会 理事長	委員長
今 悦子	障がい者行政に 識見を有する者	地域活動支援センター 「やすらぎ」所長	副委員長
井上 雅哉	障がい者行政に 識見を有する者	社会福祉法人 鱒ヶ沢町社会福祉協議会 事務局長	
大澤 雅子	町内障がい者 団体の長	手をつなぐ親と子の会 「にじいろのたね」代表	
大村 とみ	町内障がい者 団体の長	西北五ろうあ協会 会長	
廣岡 励	障がい者行政に 識見を有する者	合同会社再び 代表社員	
松山 陽子	町内障がい者 団体の長	精神障害者家族会 「やすらぎの会」会長	

■ 鱒ヶ沢町障がい者計画 ■
令和6年度～令和11年度

■ 第7期鱒ヶ沢町障がい福祉計画 ■
令和6年度～令和8年度

■ 第3期鱒ヶ沢町障がい児福祉計画 ■
令和6年度～令和8年度

令和6年3月策定

青森県鱒ヶ沢町ほけん福祉課

〒038-2792

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321

電話 0173-72-2111 F A X 0173-72-3933

<http://www.town.ajigasawa.lg.jp>